

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年10月3日
【会社名】	オプテックス・エフエー株式会社
【英訳名】	OPTEX FA Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小國 勇
【本店の所在の場所】	京都市下京区中堂寺粟田町91
【電話番号】	(075) 325-2920 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部門統括 坂口 誠邦
【最寄りの連絡場所】	京都市下京区中堂寺粟田町91
【電話番号】	(075) 325-2920 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部門統括 坂口 誠邦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年9月30日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
 平成28年9月30日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 当社とオプテックス株式会社との株式交換契約承認の件
 平成29年1月1日を効力発生日として、オプテックス株式会社を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換契約を承認するものであります。

第2号議案 定款一部変更の件
 定時株主総会の議決権に係る基準日を予め当社の定款に定めておく必要性が失われることから、現行定款第13条を削除するとともに、現行定款第14条以下を1条ずつ繰り上げるものであります。

第3号議案 資本金の額の減少の件
 減少する資本金の額
 平成28年6月30日現在の資本金の額553,241,256円を200,000,000円減少して、353,241,256円とし、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。
 資本金の額の減少が効力を生ずる日
 平成28年12月1日

第4号議案 取締役1名選任の件
 中島 達也を取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	40,622	495	0	(注)1	可決 98.14
第2号議案	40,633	484	0	(注)1	可決 98.16
第3号議案	40,623	494	0	(注)1	可決 98.14
第4号議案 中島 達也	40,911	206	0	(注)2	可決 98.84

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上